

郡山市議会政務活動費検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 政務活動費の社会経済情勢等を踏まえたより適正な運用等に関し検討を行うため、郡山市議会政務活動費検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 政務活動費の運用等の検討に関すること
- (2) 関係条例等の改正の検討に関すること
- (3) その他検討委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、必要の都度設置し、委員はあらかじめ各派会長会等で委員数を定め、会派に割り振り、各会派から推薦された者をもって組織する。

2 委員の任期は、第2条の規定による検討が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、検討委員会の事務を総括し、検討委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が座長となる。

(委員外議員の出席)

第6条 検討委員会は、必要があるときは委員でない議員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 検討委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決定する。

(報告)

第7条 検討委員会は、必要に応じ協議内容等について、議長に報告する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、郡山市議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年1月25日から施行する。

2 この要綱により設置された最初の検討委員会の会議は、議長が招集し、委員長が互選により選出されるまでの間、年長の委員が委員長の職務を代行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月13日から施行する。